

取 扱 基 準

名 称	新潟市地域医療を支える看護人材確保事業助成金
補助区分	運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/>
補助金の概要	市内における訪問看護人材確保のため、訪問看護サービスを行う法人が実施する、新任訪問看護師の雇用・育成に係る経費、及び訪問看護に興味のある者が訪問看護に関する研修を受講する際の費用に対し、助成金を交付する。
目 標	数値化 <input checked="" type="checkbox"/> 非数値化 <input type="checkbox"/>
	【新任訪問看護師雇用育成助成】 13件 【訪問看護研修費助成】 9名 〈目標が数値でない場合の評価方法〉
補助事業者	【新任訪問看護師雇用育成助成】 助成金交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。その際は直接担当課にお問い合わせください。 【訪問看護研修費助成】 個人のため、情報の公表は行いません。
補助対象経費の内容	【新任訪問看護師雇用育成助成】 新たに雇用した新任訪問看護師の雇用・育成に係る経費（給与費・外部研修費） 【訪問看護研修費助成】 訪問看護に関する研修受講費（教材費等含む）
補助額及びその算定方法又は補助率	【新任訪問看護師雇用育成助成】 ①雇用する看護職員の給与費 A転職 2か月分、B潜在 4か月分、C新卒 6か月分 補助額：200,000円/月（上限）と支払った額の少ない方の1/2 ②外部研修受講経費 ABCとも12か月分 補助額：A50,000円（上限）、C100,000円（上限）と支払った額を比較して少ない方の1/2 【訪問看護研修費助成】 実費相当額（上限10,000円） 〈補助額が5万円未満、又は補助率（実行補助率を含む）が1/2を超える場合の理由〉 助成金設立の趣旨を鑑み、個人向けの助成金については極力自己負担を少なくするべきと考えるため。
開始時期	令和4年 4月 1日
評価の時期	令和6年 9月30日
終 期	令和7年 3月31日
	（終期が3年を超える場合の理由）
補助事業者による情報の公表	〔内容〕 当該事業が新潟市からの助成金に基づくものである旨を表示
	〔媒体〕 各事業所のホームページ、会報、パンフレットなど
担当部署	保健衛生部 地域医療推進課 電 話 025-212-8018 e-mail chiiki.iryo@city.niigata.lg.jp